

病休取得についてご確認下さい

13年前に制度変更した際のニュースを再掲しました

2004年4月から、休暇制度が一部変更されました。具体的には「傷病治療職免」が廃止され、その代わりに「病気休暇」を時間単位で取得することになりました。これに伴い、これからの「病休」はこれまでのイメージとはかなり異なるものとして、認識・行使する必要がありますのでご注意ください。

今後の「病休」

治療職免が廃止されて病休を取ることになったというところ、今までより取りにくくなるのではないかと考える人もいると思いますが、有利になったわけでも不利になったわけでもありません。今回の変更で病休については、

不利益USJD

*地公臨職員の方々については病休がありませんので、引き続き治療職免での扱いとなります。

職免USJD

勤務時間内における職務専念義務の免除のことを職免と言います。具体的には人間ドック・自動車免許の更新・職務に関連する試験を受ける場合・国体の選手役員・退職予定者説明会への出席・組合の交渉などがこれに当たります。群馬県の場合は昨年度まで傷病治療も職免に該当していましたが、他県にあまり例がないため、県職連交渉で

証明書USJD

延べ30日を超える場合に

他県並に傷病治療等を病休で取ることになりました。その他の職免は当然そのまま残っています。

は医師の診断書が必要で、出勤後の通院等の場合は、特に証明書等が必要ありません。しかし、突然の腰痛など、わざわざ病院に向くより自宅で静養している方が回復が早い場合もあります。こうした場合も治療に専念していることがわかれば書類は必要ありません。

延べ30日以上、というような場合でなければ、何の不利益を被ることもありません（心配な方はご相談を）。管理職から従来の治療職免に該当する

「病休」取得について制限するような発言があれば、組合役員までお知らせ下さい。今回の妥結事項は県教委ではなく、県職員すべてに関わる県職連交渉で決まったことです。経過を知らないで管理職にとって都合のいいような解釈をした発言があった場合は、県職員全体から非難の声が上がる

こととなります。

上記文書は、2003年度の県職連交渉（県当局と高教組・県教組・県職労・県企労の4つの県職員組合との交渉）で確認し、妥結した内容です。県教委や管理職が一方的に変更することは許されません。

2017年度版 権利下敷き

高教組は必要な時にすぐ見られる「権利下敷き」を今年も作成しました。①「私たちの賃金・諸手当」は、4月の給与明細の確認やボーナス支給の際にご活用いただけるものです。今年度の業績評価が来年度の勤勉手当に反映することになるため、高教組と県教委との「人事評価の処遇反映に関する交渉覚書」も新たに掲載しました。②「私たちの権利（休暇・研修など）」は、特休や育休、看護・介護休暇など、休暇を取る際にご活用いただけるようになっていきます。ご希望の方は、組合員までお知らせください。2枚で300円ほどかかっていますので、カンパにご協力いただければ幸いです。

教職員の権利を守るため、あなたも高教組にご加入下さい（20代の組合費は月額2千円です）

何か困ったことがありましたら、群馬県高等学校教職員組合にご相談ください

TEL 027-231-2784

E-mail ghtu@educas.jp

HP <http://www.ghtu.org/>